

令和8年度 障害者自立支援機器等開発促進事業 公募に関する説明

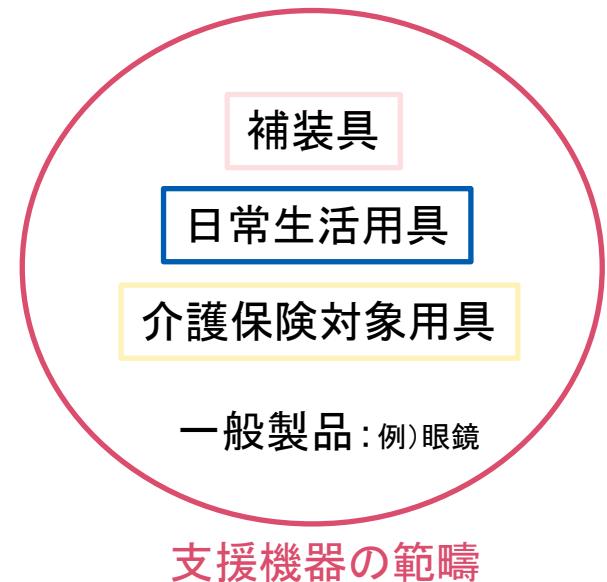
厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部企画課 自立支援振興室

1. 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

2. 応募方法、各要項と補助金事務の取扱い等

障害者の生活を支援する

幅広い範囲を包含する機器の総称



支援機器を活用して障害のある人々の新たな可能性を拓くという意味を込めて提案された用語

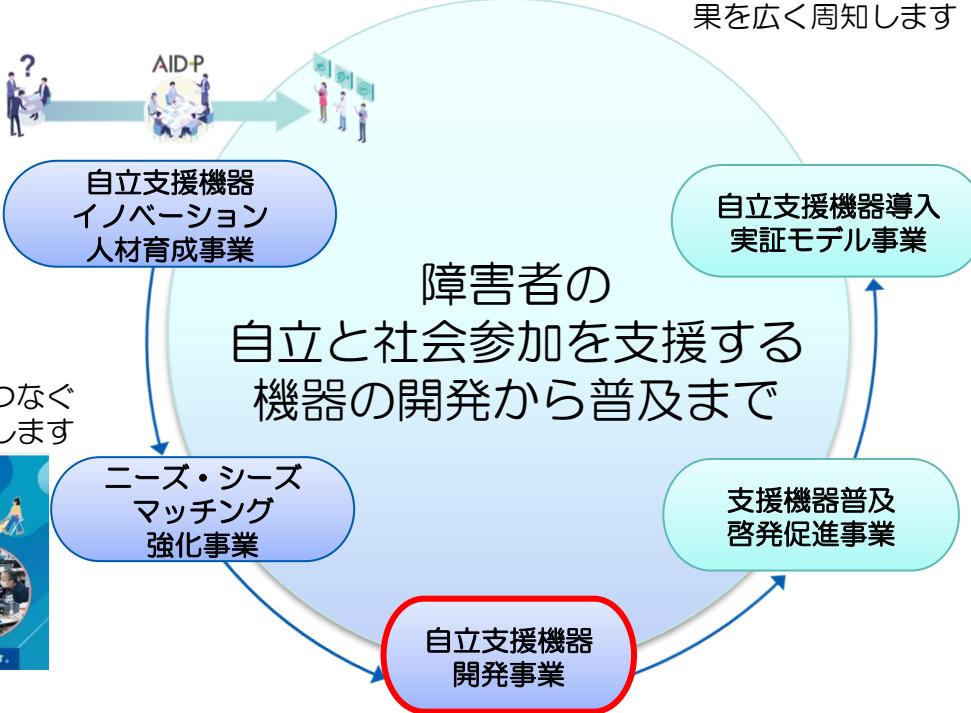
(厚生労働省社会・援護局生活支援技術革新ビジョン勉強会報告,2008年)

※本事業では、医療機器に該当する機器は対象外

障害者自立支援機器等開発促進事業



障害者、医療福祉専門職、開発者等を対象に、開発プロセスを体系的に学ぶワークショップを開催します



現場のニーズと技術のシーズをつなぐためのマッチング交流会を開催します



支援機器の開発をする企業に対し、開発補助を実施します

13日より公募開始(〆2月6日)
1月16日、19日に総務省、NICT
と合同公募説明会を開催

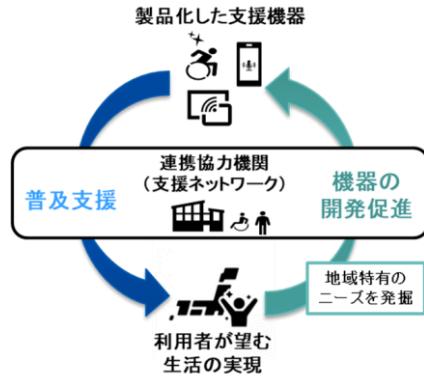


障害の程度や働く環境に応じた支援機器の活用について検証し、その効果を広く周知します



写真提供：テクノツール株式会社

全国の「連携協力機関」を通じて、支援機器を必要とする障害者の手に届くよう支援します



(1) 自立支援機器開発事業

障害者への自立支援機器の開発(実用的な支援機器の製品化)に
対して補助を行う事業

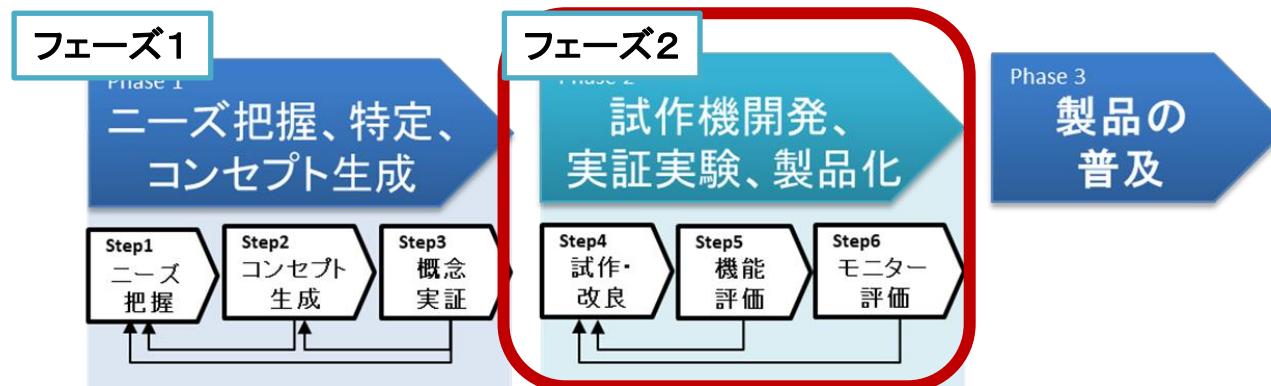
- ①テーマ設定型事業(8テーマ)
 - ②製品種目特定型事業(4種目)
 - ③指定補助金等に関する指針に基づく事業(SBIR制度に係る事業)
- ※①②の事業の公募に関する説明

実用的な支援機器とは?

→研究段階を終えて基本設計はできているが、試作機の製作には至っていない
もの

事業の対象範囲

試作段階の機器が、実際の使用場面で使い、効果を試すモニター評価を
繰り返して開発・改良を行い、製品化を目指す段階



支援機器の開発事業



① テーマ設定型事業（8テーマ）

- 1 日常生活を支援する機器
- 2 コミュニケーションを支援する機器
- 3 レクリエーション活動を支援する機器
- 4 就労を支援する機器
- 5 障害者等の支援をより行いやすくする支援機器
- 6 ロボット技術を活用した支援機器
- 7 脳科学の成果（研究段階のものを除く）を応用した支援機器
- 8 その他、障害者等の自立と社会参加を支援する機器

障害者の自立支援機器
全般を幅広く対象

② 製品種目特定型事業（4種目）

- 1 盲ろう者が在宅で日常生活関連活動を円滑に行えるよう支援する機器
- 2 障害児・者のスポーツ活動への参加を支援する機器
- 3 発達障害児・者の日常生活を支援する自助具
- 4 知的障害者や精神障害者が自ら管理しつつ、支援者にも必要な情報を共有できる機器

ニーズはあるが開発が
進みにくい機器を対象

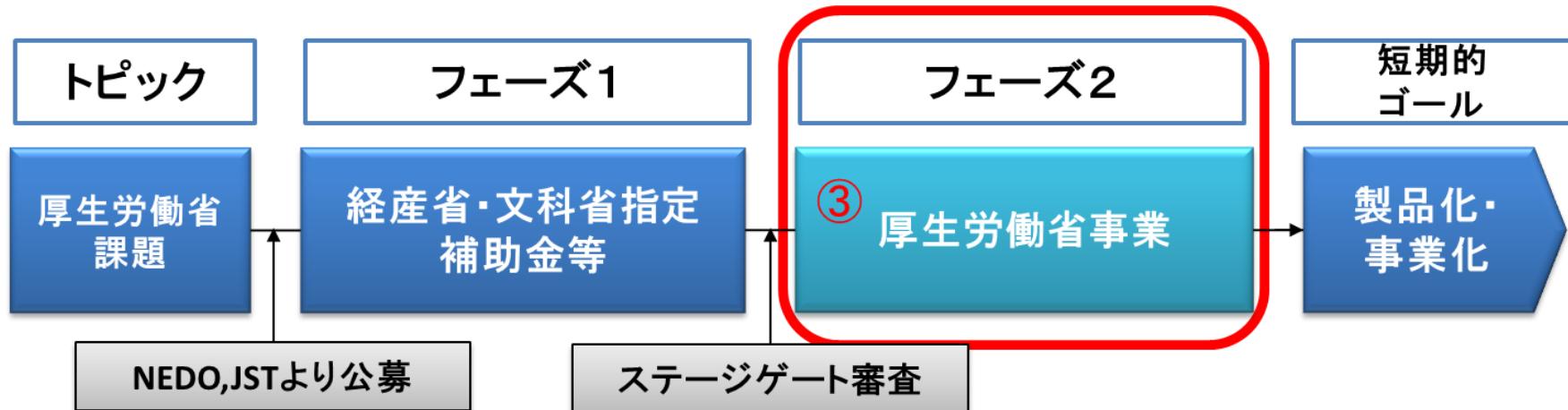
③ 指定補助金等に関する指針に基づく事業

障害者の自立と社会参加を促進する汎用的な支援機器の開発

汎用性を見据えた
自立支援機器を対象

③指定補助金等に関する指針に基づく事業

新SBIR制度による他省庁連結型事業



開発期間:最大2年 補助上限額:1千万円/年
補助率: 初年度10/10 次年度2/3 (中小企業以外は1/2)

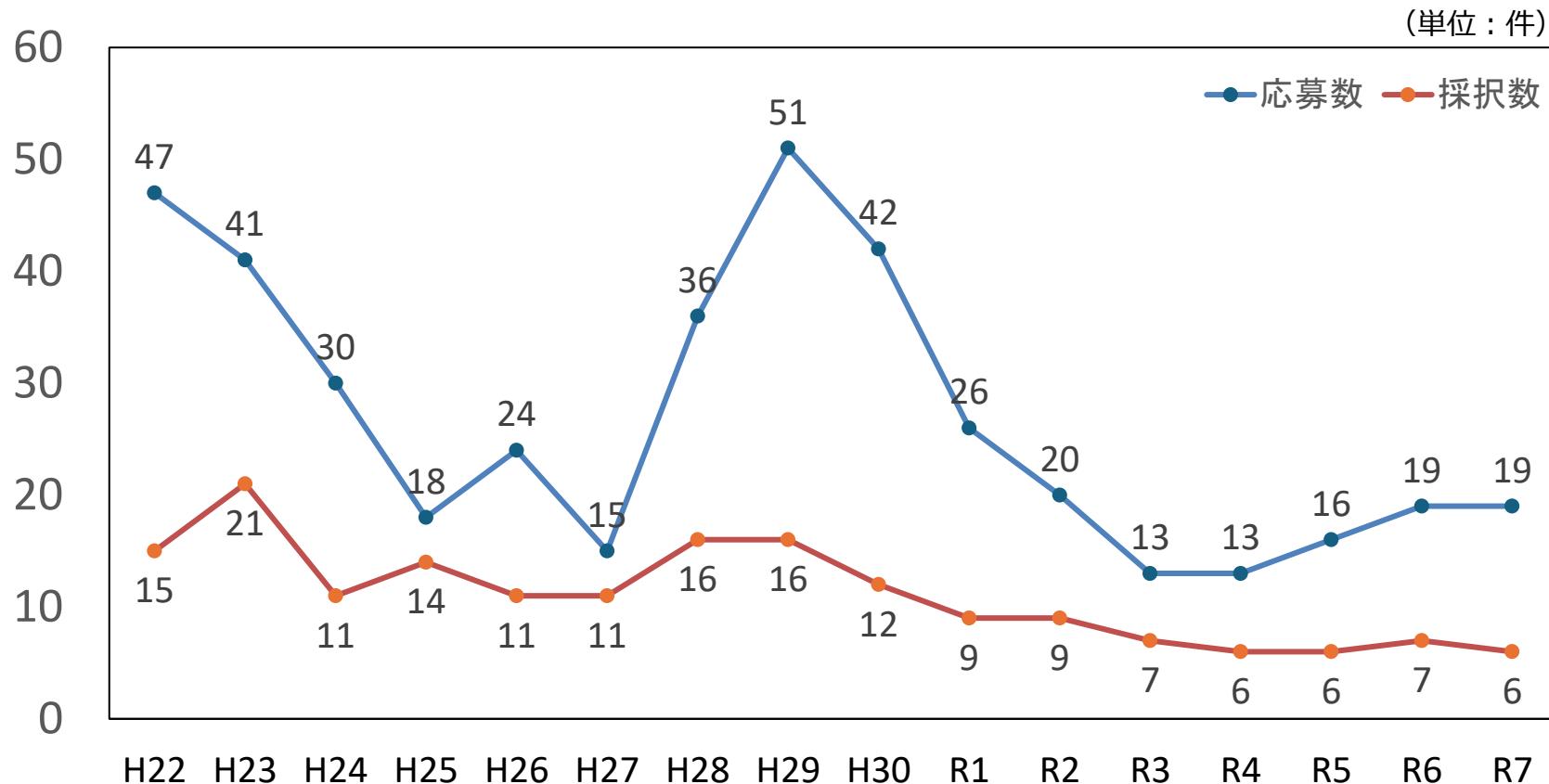
厚生労働省トピック

障害者の自立や社会参加を促進する汎用的な支援機器の開発

令和7年度は、JST(3月)、NEDO(4月)よりフェーズ1の公募開始の実績

③の事業に関する公募情報はNEDO、JSTより公表

開発補助事業への応募・採択状況



①テーマ設定型事業

②製品種目特定型事業

③SBIR事業

製品化の実績例 (製品化率56% 令和8年1月現在)



(令和7年度時点)

製品名	触図筆ペン (みつろうペン)	はっする でんたー	レル・ライト	Comuoon (コミューン) Comuoon Pocket (コミューンポケット)	Baby Loco (ベビーロコ)	Eye Navi (アイナビ)
製品画像						
製品概要	視覚障害児・者向けインクにみつろうを用いた筆記用具	発達障害児者向け歯科治療支援ソフト	重度障害者向け、姿勢変換が可能でコンパクトな電動車椅子	聴覚障害者向け、聞きやすい補正が可能な対話支援機器	障害児向け手持ちの座位保持椅子を載せ、自分で操作して室内を移動する機器	視覚障害者向け歩行支援アプリ
発売年度	H24	H27	H26	H26,R5	R2	R5
採択年度	H22-23	H24-26	H23-24	H25-26, R2	H30-R1	H29-R2
開発機関	有限会社 安久工機	株式会社 マイクロブレイン	有限会社 さいとう工房	ユニバーサル・ サウンドデザイン 株式会社	株式会社 今仙技術研究所	株式会社 コンピューター サイエンス研究所
備考	<ul style="list-style-type: none"> 盲学校や団体に年間10台程度販売 見えない人と見える人をつなぐコミュニケーションツール 	<ul style="list-style-type: none"> 手順説明にイラストや写真を使った「絵カード」をiPad上でデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> リクライニングやティルト、床面までの座面昇降、左右座圧などの姿勢変換が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年グッドデザイン賞受賞 日本、アメリカ、欧州において複数の特許を取得 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達を促し、自ら移動する喜びを提供 2022年24時間テレビ寄贈品 	<ul style="list-style-type: none"> デジ田甲子園（内閣府）内閣総理大臣賞 無料ダウンロード

広がる支援機器の開発・普及の流れ

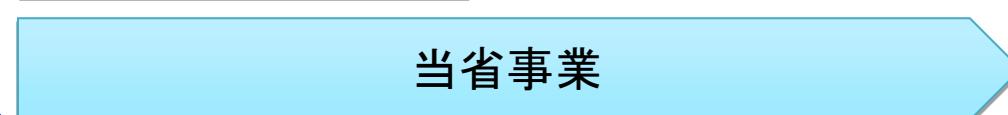
これまでの開発・普及に関する連携過程(フェーズ2)

フェーズ2



当省事業

NEDO事業



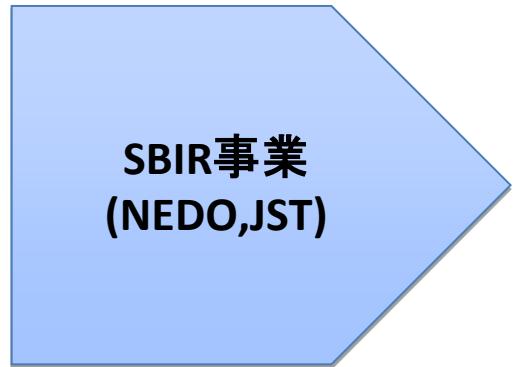
みつろうペン
はっするでんたー

レル・ライト
Baby Loco

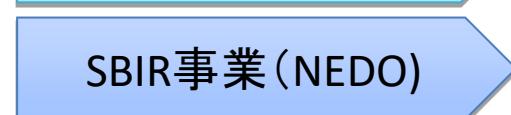
NICT事業

Eye Navi

フェーズ1



フェーズ2



総務省事業

フェーズ3

当省
普及促進事業
モデル事業



NICT事業

ICT機器、
システム

開発の段階や期間、費用等に応じて補助事業を選択

支援機器開発の補助に関する取り組み



	対象	対象企業	補助率	補助年限	補助額上限	備考
①テーマ設定型事業	障害者のための自立支援機器 全般 (8テーマ)	・中小企業 ・大企業（資本金1000億円以内）や法人格を有する団体（大学を含む）	・中小企業：2/3 ・大企業・法人等：1/2	最大3年	2250万円/年	・補装具や日常生活用具で支給されている機器の改良も対象 ・老舗の開発企業も応募可能
②製品種目特定型事業	ニーズはあるが開発が進みにくい機器 (4種目)		・中小企業： 初年度10/10, 次年度以降2/3 ・大企業・ 法人等：1/2		1500万円/年	
③指定補助金等に関する指針に基づく事業	汎用性を見据えた 自立支援機器 (4種目)	・中小企業 ・法人格を有する団体（大学を含む）	・中小企業： 初年度10/10, 次年度以降2/3 ・大企業・ 法人等： 初年度10/10, 次年度以降1/2	最大2年	1000万円/年	・主に創業15年以内のスタートアップ中小企業や大学ベンチャー企業向けの事業

令和8年度公募関係スケジュール（予定）

		令和8年								
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
■厚生労働省 障害者自立支援 機器等開発促進 事業		公募期間	審査期間	事業実施						
■総務省 デジタル・ディ バイド解消のた めの技術等研究 開発推進事業	合同公募 説明会 大坂 東京	公募期間	審査期間	事業実施						
■NICT 情報バリアフ リー役務提供事 業推進助成金		エントリー期間	公募期間	審査期間	事業実施					
■NEDO SBIR推 進 プログラム	連結型	③の事業	公募予告	公募期間	審査期間	交付手続き	事業実施			
	一氣通貫型		公募予告	公募期間	審査期間					
■JST プロジェク ト推 進型 SBIR フェーズ1支 援		※令和7年度実績を記載 (令和8年度は未定)	公募期間	審査期間	交付手続き	事業実施				
		③の事業								

1. 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

2. 応募方法、各要項と補助金事務の取扱い等

注)ここから先の話は、**①テーマ設定型事業**と**②製品種目特定型事業**の公募に関するものです。

「令和8年度障害者自立支援機器開発促進事業公募要項」に沿って説明いたします。

2. 事業の実施期間

事業実施期間

採択日から令和9年3月31日

開発期間

- ・ 採択通知日以後であって、開発を開始する日から当該年度の開発が終了する日までとする。
- ・ また、令和8年度の応募にあたっては、最長で3年間（採択日から令和11年3月31日まで）の開発期間を提案することが可能である。
- ・ ただし、複数年に渡る提案で採択されたものであっても、年度毎に応募書類の提出が必要であり、審査結果によっては継続が認められない場合がある。

3. 応募資格及び条件

開発機関の要件

本事業において公募により採択された企業等は、次の①から⑨までに掲げる要件を全て満たしていること。

- ① **日本に登記されている法人格を有する団体**（国及び地方公共団体を除く）であって、本事業による開発の対象となる支援機器の開発のための**拠点を日本国内に有していること。**
- ② 開発機器の開発を的確に遂行するための組織、人員、設備、技術的能力、資金調達に必要な経営基盤等を有しており、当該開発を主として行う役割を担えるものであること。
- ③ 本事業の補助金に係る経理事務を適切に遂行するための十分な管理体制及び経理体制を有していること。
- ⑤ 製品化及び製品化後の販売等に関する具体的かつ実現可能な計画（3年を越えないものに限る。）を有していること。
- ⑥ 事業の実施年度の前年度の決算（単体）において、**資本金の額が10億円以上であり、かつ、売上高が1千億円以上である会社ではないこと。**
- ⑦ 厚生労働省から補助金交付等の停止又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑧ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

3. 応募資格及び条件

④ 開発機器の仕様又は機能に応じた適切な知見を有する医療福祉専門職等から事業実施期間を通じて指導及び助言を受けるための体制が構築されていること。

- 開発代表者、開発分担者及び開発協力者の役割を明確にし、役割に応じた適切なエフォートを記載する
- 開発分担者もしくは開発協力者に必ず医療福祉専門職をいれる。
※医療福祉専門職の関わりについては、役割、協力頻度等を具体的に記載する。
※適時、助言・アドバイスのみの体制および協力予定については認められない。

⑨ 開発機器のモニター評価について

モニター評価とは

- ア 医療福祉専門職等及び開発機器を使用すると想定される障害者等と緊密な連携のもと、開発機器の製品化に向けた利便性の向上などの課題を把握し、適切な開発機器の改良開発を行うため、試作機を実際に用い試用等により評価すること（概ね15人以上に実施すること）
- イ モニター評価が適切に実施できるよう医療機関、障害福祉施設又は障害当事者団体等とも事業実施期間を通じて連携体制が構築されていること。

3. 応募資格及び条件

開発機器の要件

開発機器は、次の①から⑦までに掲げる要件を全て満たすものであること

- ① 全く同一の仕様又は機能の製品が存在しないこと。
- ② 製品化に対する**障害者等のニーズについて調査結果等から明らか**であること。
- ③ ②の障害者等のニーズを反映したものであり、製品化により**障害者等の自立と社会参加の促進が期待される**こと。
- ④ 一定規模の市場が存在することが見込まれ、かつ、当該開発機器の使用者と想定される障害者等にとって経済的に優れていると認められること。
- ⑤ 開発のための**基礎的研究が完了して**おり、**製品化に向けた試作機の設計が完了している**こと。
- ⑥ 開発に要する経費について、**他の補助金及び助成金等の交付を受けていない**こと。
- ⑦ **医療機器に該当しない**こと。

4. 対象事業

①テーマ設定型事業（8テーマ）

- 1 日常生活を支援する機器
- 2 コミュニケーションを支援する機器
- 3 レクリエーション活動を支援する機器
- 4 就労を支援する機器
- 5 障害者等の支援をより行いやすくする支援機器
- 6 ロボット技術を活用した支援機器
- 7 脳科学の成果（研究段階のものを除く）を応用した支援機器
- 8 その他、障害者等の自立と社会参加を支援する機器

障害者の自立支援機器
全般を幅広く対象

②製品種目特定型事業（4種目）

- 1 盲ろう者が在宅で日常生活関連活動を円滑に行えるよう支援する機器
- 2 障害児・者のスポーツ活動への参加を支援する機器
- 3 発達障害児・者の日常生活を支援する機器
- 4 知的障害者や精神障害者が自ら管理しつつ、支援者にも必要な情報を共有できる機器

ニーズはあるが開発が
進みにくい機器を対象

※申請の内容を踏まえてテーマ設定型事業への変更を求める場合があります。

5. 補助額等

(1) 補助対象経費費（当該年度の計画総事業費）の上限額

テーマ設定型事業の場合は**22,500 千円/件**

製品種目特定型事業の場合は**15,000千円 /件**を上限額とする

※厚生労働大臣が必要と認めた額（対象経費の実支出額）を基準とする

○補助金の支払いは、**概算払い**とする

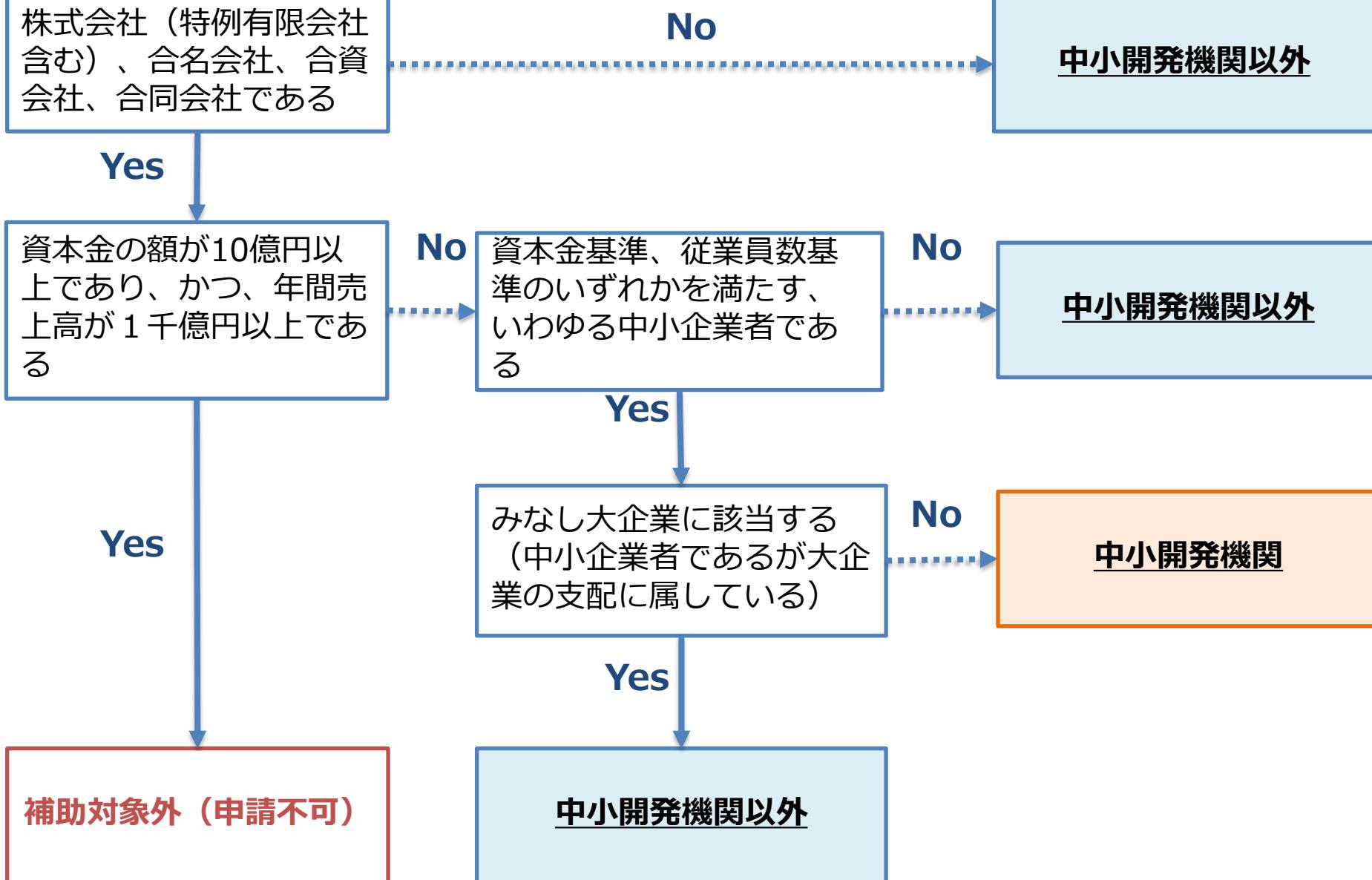
(2) 補助率

開発機関区分(法人類型)に従い、テーマ設定型事業と製品種目特定型事業で各々規定

	法人類型	補助率
テーマ設定型事業	中小開発機関	2／3
	中小開発機関以外の会社、 社会福祉法人等	1／2
製品種目特定型事業	中小開発機関	2／3 (初年度のみ 10／10)
	中小開発機関以外の会社、 社会福祉法人等	1／2

※中小開発機関の定義については、公募要項の別表1を参照

開発機関区分判定のフローチャート



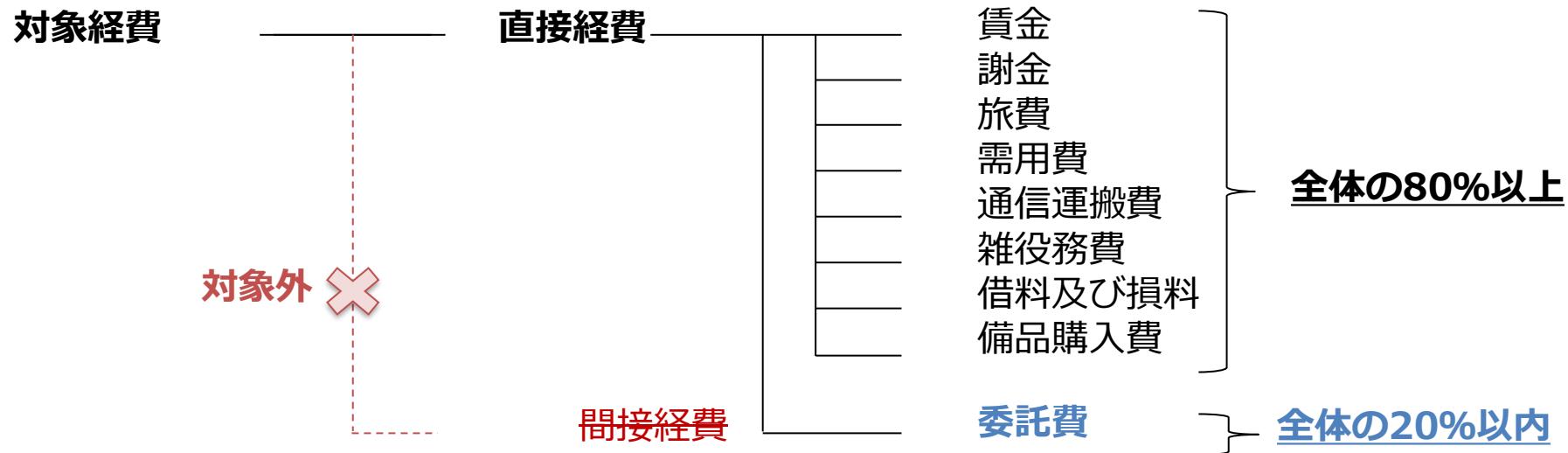
5（3）補助対象経費

【対象経費の範囲】

- 本事業の対象経費は、支援機器の開発の遂行のため直接必要であって、この開発のためだけに使用される経費（直接経費）となります。
※ 直接経費として認められない経費（間接経費）は対象となりません。

【対象経費の種類】

- 対象経費の費目は次のとおりとなります。また、本事業は、開発の主たる内容を担う機関を採択することとしているため、委託費については次の要件を満たす必要があります。
- ・ 開発の遂行のために必要不可欠な事業であるが、申請する企業では技術力等を有しない等の事由があるため、やむを得ず委託が必要となるもの
 - ・ 直接経費（総事業費）の5分の1以内であること



10. 採択方法

- 提出された申請案件について、外部有識者で構成される開発評価委員会における審査(書面審査の上、必要に応じてヒアリングを実施)を踏まえて、予算の範囲内で決定。

【申請にあたり考慮すべき事項】

- (1) 開発背景と目的は、開発促進事業の趣旨を適切にふまえている。
- (2) 機器開発の内容と手法が、適かつ具体的である。
- (3) 支援機器の使用者として想定される障害者等のニーズを的確に反映し、障害者の生活に資する観点を踏まえたものである。
- (4) 医療福祉専門職等との連携(エフォート等を考慮)が適切に実行され、モニター評価が確実に実施される開発組織体制である。
- (5) 過去に同様(類似)の機器開発に関する実績等があり、本事業の成果を達成できる能力を有している。
- (6) 開発する機器は、新規性や独創性があり、既存製品や技術との違いが明確である。
- (7) 倫理審査の受審等、倫理面に配慮した計画である。
- (8) 特許権等知的財産権の取得状況や市場調査等による製品化(生産・普及計画)の実現可能性がある。
- (9) 事業計画のスケジュールは、実現妥当性がある。
- (10) 所要額の内訳は、明確かつ具体的である。

採択後の留意事項

事業実績報告及び成果報告書

事業実績報告

提出期限：事業終了翌年度の4月20日まで

※厚生労働大臣から事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日までに提出すること

成果報告書

※**提出方法は事務局から別途指示**

提出期限：事業終了翌年度の6月末日まで（予め事務局に報告）

※事業計画が複数年にわたる場合は、事業計画の初年度から当該年度までの事業実績を一體的に整理した成果報告書を提出する。

○内容について

開発要旨、開発目的と意義、開発機器の仕様、機能、開発機器の使用者と想定される障害者等、開発組織体制、開発方法、モニター評価の手法及び結果、開発成果についての考察、結論等。

- ※ 開発機器の使用者と想定される障害者等やその支援を行う医療福祉専門職等にとってわかりやすく整理された内容で作成する。
- ※ 知的財産権の出願・登録状況、倫理審査申請書類一式、倫理審査結果のほか、展示会等への出展実績についても記載する
- ※ 書籍・論文・雑誌等での公表や、開発成果に関する刊行物等があれば添付する

成果報告書のうち開発要旨 厚生労働省のホームページに掲載

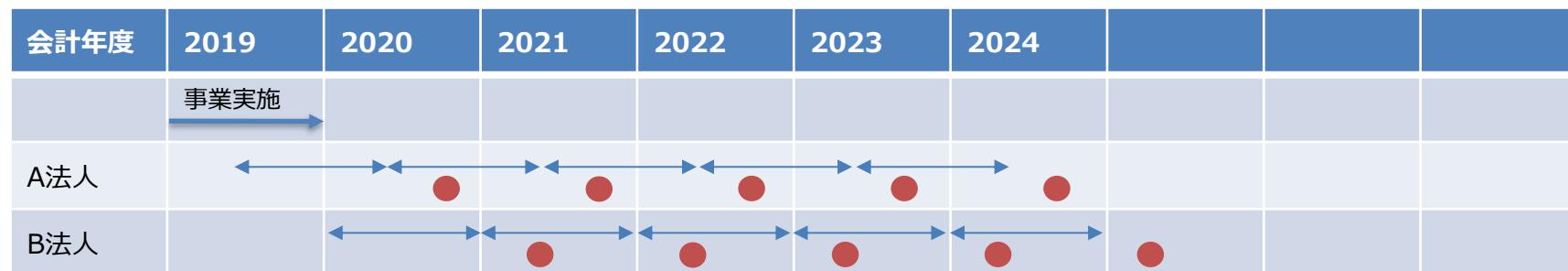
製品化状況等報告書

○報告回数は5回（年1回、5年間）

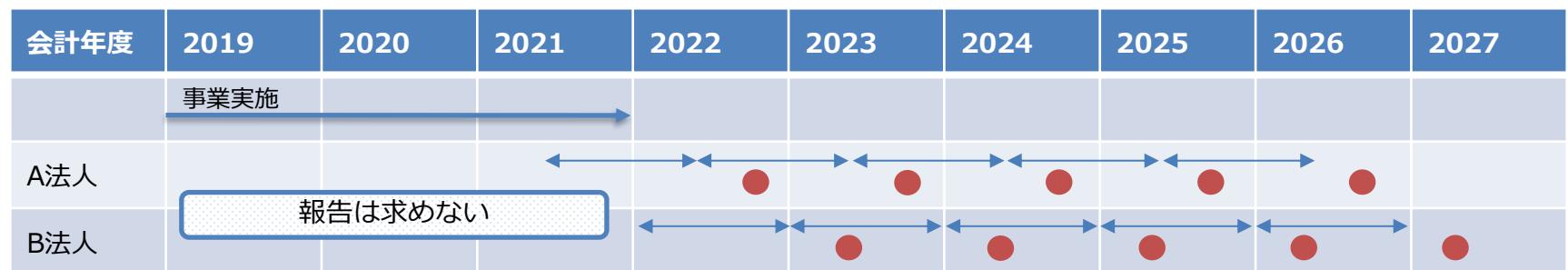
※ 事業終了年度の翌年度の4月1日が属する法人の事業年度の決算確定の30日以内に提出

※但し、当該日に実際の事業終了年度における補助金の額の確定がなされていない場合は、当該補助金の額の確定に係る通知を受理した日が提出日

<提出日のイメージ 補助事業が1年の場合>



<提出日のイメージ 補助事業が複数年の場合>



製品化状況等報告の内容

製品化済みの場合：販売開始時期、販売価格、販売実績数、障害保健サービス等の適応状況等
未製品化の場合：補助事業終了後の開発の進捗状況、製品化の見込み等

本資料を許可無く録画、複製、転用、販売するなどの二次利用を堅く禁止します

収益納付とは？

- この補助金は、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象であり、補助金を交付する際には、この法律に基づく条件が付されることになりますが、「収益納付」はこの条件のひとつになります。
- 具体的には、この補助金により開発された支援機器の販売等により得られた利益のすべてを、開発機関に帰属させることは公益と私益のバランスを失するという観点にたち、事業終了後に得た収益のうち、この補助金が寄与したと認められる部分を国に納付していただくという制度です。
- この収益の有無の確認は、「製品化状況等報告」により事業終了後5年間、行うこととなります（製品化状況等報告の提出期間終了後の収益については対象外です）。

収益納付の対象となる法人は？

- 会社法第2条第1号に規定する「会社」※が対象となります。
※ 株式会社（特例有限会社を含みます）、合名会社、合資会社、合同会社を指します
- したがいまして、社会福祉法人、公益法人、特定非営利法人などは収益納付を行う必要はありません（ただし、製品化状況等報告の提出義務はありますのでご留意願います）

ニーズ・シーズマッチング強化事業への 展示及び成果報告

～ニーズ・シーズマッチング交流会を開催～

- ✓ 令和7年度、東京浜松町にて3日間開催
- ✓ 支援機器を開発している企業と自立支援機器等開発促進事業採択企業が試作機を出展し、障害当事者やその支援者などから試作機への改善・改良点へのご意見をいただく場
 - * **採択企業は東京会場での開発成果報告への参加が必須**

※詳細は、過去実施団体（公財）テクノエイド協会HPをご参照ください

公募期間と提出方法

提出締切

令和8年2月6日（金）17:00

提出方法

電子メールで提出

＜電子媒体送付先アドレス＞
syougaikiki@mhlw.go.jp

提出物

⑪⑫の動画については、①～⑩の書類提出後に事務局より指定の提出先を連絡する

12. 本事業に係る照会先

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障害者自立支援機器係
中村・安部

電話番号：03-5253-1111(内線3088、3071)

Mail：syougaikiki@mhlw.go.jp

*可能な限りメールでのお問い合わせにご協力願います

参考資料

補助対象経費について

賃金

【計上できる経費】

- 開発事業に直接従事する開発補助者に支給する賃金、社会保険料の法定事業主負担分
 - ※ 開発補助者とは、データ集計・分析などの資料作成等の作業を行う者をいいます。なお、本事業では、補助事業に関する経理事務を行う職員の賃金も直接経費として補助対象としています。
 - ※ 次に掲げる職員の人事費は本事業の対象となりません
 - 従前から企業の職員であった者
 - 開発に従事する技術者や研究者
 - ※ 雇用形態については、1日限り又は31日未満の有期労働契約を原則としてください
 - ※ 各法人の内規に基づき算出。

補助対象経費について

謝金

【計上できる経費】

- 開発協力者（開発組織に属さない試験被験者やアドバイザー等）に対する謝礼・報酬

【基準単価】（公募要項別表参照）

		1回当たり 1,000円程度
モニター評価等のための開発協力	モニター評価試験、アンケート記入など開発協力謝金については、協力内容（拘束時間等）を勘案し、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定してください。なお、謝品とする場合は消耗品費として計上してください。	
講演、討論等開発遂行のうえで学識者等を招聘する場合	教授級以上または相当者 准教授級以上または相当者 講師級以上または相当者	7,900円/時 6,100円/時 5,100円/時
開発遂行の上で必要となる用務を依頼する場合	医師又は相当者 大学（短大含む）卒業者又は専門技術を有する者及び担当者 開発補助者	14,100円/日 7,800円/日 6,600円/日

補助対象経費について

旅 費

- 開発の遂行の上で、特に必要となる、企業の開発担当職員、開発補助員、開発協力者などの旅費・滞在費・交通費
- ※ 国内旅費に限ります。また、計上に当たっては、最も経済的かつ合理的な経路を選定してください。※ 開発補助者の通勤に係る交通費について旅費に計上することも差し支えありません。

会 議 費

- 開発の遂行に必要となる会議や委員会等の当日のお茶代等
- ※ 弁当などの食事代は会議の時間帯によらず対象となりません。

印刷製本費

- 事業の報告書、パンフレット等の印刷製本費
- ※ パンフレット等については、開発した支援機器の販売を目的とするものは対象としません。

光熱水費

- 開発に直接必要となる電気、ガス、水道の使用料、燃料費
- ※ 個別メーターの設置や面積按分等により開発事業分を切り分けて計上してください。

通信運搬費

- 支援機器等の運搬料、郵送料、電信電話料
- ※ 通話記録等や按分等により開発事業分を切り分けて計上してください。

補助対象経費について

備品購入費

- 開発事業に必要な機械装置、備品の購入・製作に要する経費
 - 本事業により取得した単価30万円以上の備品については、補助金適正化法に基づく財産処分の制限がかかります。この点や総合的な経済性に鑑み、本事業では、原則として備品の取得については、取得単価によらず、貸借によることを原則としています。なお、貸借により物品を取得した場合は、借料及び損料に計上することとなります。
 - 例えば、点字プリンター等の貸借になじまない物品や、購入と貸借に要する経費を比較して購入の方が安価な物品に限り備品購入費として計上することができます。なお、本事業では、単価10万円以上のソフトウェアは備品、かつ、貸借になじまないものと解しています。
 - 本事業では、土木建築工事費などは補助の対象としていませんが、備品の取得（貸借による場合も含む）に伴い必要となる据え付け費（付帯工事費）や調整費は対象となります。この場合、当該据え付け費及び調整費は当該備品の購入単価には含めず雑役務費として計上してください。
例) 備品単価25万円、設置費10万円の場合、備品の取得価格は25万円になります。
 - 試作機作成等のための金型の作製については、原則として補助の対象となりません。ただし、総合的に1台あたりの製作費用が安価となる場合など、開発経費が少額となると認められる場合に限り備品購入費として計上できますので、この場合、応募書類に経済性を説明できる資料を添付してください。なお、取得価格30万円以上の金型は財産処分制限の対象となります。
 - 所有権移転ファイナンスリースなど、リース期間満了後に所有権が借主である企業に移転する形式の貸借契約は、本事業の補助対象となりません。
 - 机・椅子・パソコン・OA機器等、開発企業で通常備えるべき設備備品については、間接経費に該当するものとして補助経費対象外です。

補助対象経費について

消耗品費

- 短期間または一度の使用によって消費されるものやき損しやすいもの、長期間の保存に耐えない物品
 - ※ 事務用紙、文具、収入印紙、雑誌等
 - ※ 長期間の保存に耐えないと、一般的には耐用年数が1年間未満のものを指します
 - ※ 市販のソフトウェアについては、取得価格10万円未満のものであれば消耗品費に計上できますが、10万円以上の場合は、備品購入費として計上いただくことになります。
 - ※ 本事業では、市販のソフトウェア以外で消耗品費と備品購入費について取得価格の区分は設けておりません。企業会計における勘定科目や、消耗品の定義等を踏まえ、適切な計上をお願いします。（判断に迷う場合、耐用年数1年未満、取得価格10万円未満という水準がひとつの目安となるかもしれません）

借料及び損料

- 試作品の展示会や会議・委員会開催時の会場借り上げ費、開発のために必要となる機械器具のレンタル料・リース料、設備の損料
 - ※ リース料については、採択日から事業終了までの期間分のみ計上可能です
 - ※ 設備損料については、使用頻度に応じた按分等によりこの開発事業分を切り分けて計上してください。

補助対象経費について

雑役務費

- 次に掲げる経費
 - 備品取得・借り上げ時の据え付け費・調整費
 - 手数料（銀行振り込みや翻訳）
 - 倫理審査会の受審料
 - 特許申請料
 - 保険料（モニター評価等の開発協力者に健康被害が生じた場合の補償のためのものに限ります）
 - 委託料に該当しない外注費や開発補助のための請負費

委託費

- 開発の遂行のために必要不可欠な事業であるが、申請する企業では技術力等を有しない等の事由があるため、やむを得ず委託が必要となるものは委託費に計上できます。
※ 経費の内容（内訳）については、直接経費に準じることとします。

その他

- ・ 本事業に採択された場合、開催される予定の「ニーズ・シーズマッチング交流会」に出展することが義務となります。
事業実施期間中における、これらへの参加に要する経費（旅費、通信運搬費、パンフレットの印刷製本費、消耗品費、借料及び損料）は、本事業の補助対象とします。